

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	母子自立支援プログラム策定事業			事業コード	2224
所属コード	065000	課等名	保健福祉部児童福祉課	係名	家庭支援係
課長名	石塚 千英司	担当者名	澤口 佐知子	内線番号	2565
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名	なし			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	20 年度	
根拠法令等	母子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成 19 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）			

(2) 事務事業の概要

就労を望む児童扶養手当受給者を対象に、母子自立支援員が個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定する。その後、プログラムに基づいてハローワークと連携し、自立、就労に向けた支援を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

国では平成 18 年度から本事業を実施しているが、市としては当時の要綱に定められた母子自立支援プログラムの策定員の設置などが難しく、実施には至らなかった。平成 20 年 4 月中核市への移行とともに母子自立支援員が配置となり、策定員との兼務も可とされてことから本事業の実施となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

母子家庭の母は、就労を目指しても子どもの養育や就職に対する準備が十分でないため、なかなか職に就くことが難しい場合が多い。ニーズに合った就労にスムーズに結びつけるために、専門職員や関係機関がバックアップしながらきめ細かな支援を行う必要がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

母子家庭の母

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 児童扶養手当受給者	人	2,683	2,867	2,970	2,901	3,015

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

児童扶養手当受給者で申請のあった者について自立支援プログラムを策定し、ハローワークに就労支援を依頼した。

児童扶養手当受給者に対し、事業の周知を図るとともに、本事業実施による母子家庭の母の就労支援に努めた。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 自立支援プログラム策定数	件	11	22	22	20	24

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

母子家庭の母の就労を支援することにより、当該世帯の経済的自立を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 就労に結びついた母子家庭の母の人数	□上げる □下げる ■維持	人	2	16	20	16	20

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	55	110	110	110
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	220	440	440	440
計	トータルコスト A+B	千円	220	440	440	440
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：母子家庭の母の就労を支援することにより、当該世帯の経済的自立につながり、子どもを安心して育てることができる環境を整えることができる。このことにより、育児不安の解消につながる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：母子及び寡婦福祉法において、地方公共団体は母子家庭等の福祉を増進する責務を有すると定められており、市として取り組むべき事業である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：母子自立支援プログラム策定事業実施要綱により、対象は原則として児童扶養手当受給者とされている。(児童扶養手当受給者でない場合でも、DV 被害者で対象とすることがある。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：母子家庭の母は生計の担い手であり、安定した雇用形態での就労の確保が経済的自立を図る上でもっとも重要であるが、就労経験の不足や子育てによる制限により、よりよい就労の場が得にくい状況にある。これらのニーズに即した事業を実施し、既に一定の効果も得られていることから事業を廃止することによる対象者への影響は大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：対象者に対し、事業の周知を徹底することにより、申請者の増加が見込まれ、母子家庭の母の自立支援を一層促進することができる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：本事業は、母子家庭の母を対象としたものであり受益機会の適正化余地はない。

(4) 効率性評価

事業費としては、プログラムの策定や、支援の面談などに係る必要最低限の人件費であり、削減の余地はない。

母子家庭の母の就労支援を行う事業として、他に母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業があるが、それぞれ目的別に支援内容が異なるものであり、あわせて母子家庭の母の就労を支援する総合的な事業として位置づけている。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

母子家庭の増加、雇用情勢の悪化により、本事業に対するニーズはますます高まるものと思

われることから、今後とも十分に事業の周知をしていきたい。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

本事業はハローワークとの連携事業であり、事業の周知についても協力して実施していきたい。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

策定数に対する就労に結びついた人数の割合を高められるよう、引き続きハローワークとの連携を強化した取り組みが必要である。